

スロバキアの民法と民法典

——本質的な改正への途

マーティン・ハムリク（著）

カライスコス アントニオス（翻訳）

はじめに

スロバキア共和国の領土は、中央ヨーロッパの小さな内陸国として、その歴史を通じて様々な国家の一部であってきただけでなく、多くの他の国の影響を受けてきた。そのため、スロバキアの歴史は、国家の歴史というよりもむしろ領土の歴史として理解されており、このことは、法秩序の発展にも完全に当てはまる。スロバキアの法秩序は、私法を含めて、様々な政治的および国家の設立にかかわる状況の下で頻繁に変化した。今日のスロバキア民法の主たる法源であるスロバキア民法典（1964年法律第40号（民法典（Občiansky zákonník））。その後、改正されている）の歩みも、例外ではなかった。現行のスロバキア民法典は、スロバキアがチェコスロバキア社会主義共和国の一部であった1964年に遡る。そのため、当時の基本的な発生源となったのは、ソビエトの法制度であった。スロバキアの法秩序と民法典は、共産主義時代の終焉（1989年）の後に大きく変化した。当時、完全に新しい現代的な民法典を作成することを目的とした再編プロセスが開始されたが、現在まで成功裏に終了していない。本稿の主な目的は、継続しながらも実現されていない変化の象徴としての民法典に代表されるスロバキアの民法闘争の歴史的概要を分析しつつ、新たな民法典を制定する試みのためのベスト・プラクティスを見つけることにある。

1. スロバキアの民法と民法典の歴史

前述のように、スロバキア地域における民法の発展は、同地域の歴史的発展と様々な転換点を反映している。歴史的な視点から見た民法の発展は、20世紀の激動に照らして、同地域の一般的な国家体制を反映した次の4つの主要な段階に分けることができる。

- ① 中世初期（西暦1000年まで）
- ② ハンガリー王国時代（1000年から1918年まで）
- ③ チェコスロバキア時代（1918年から1992年まで）
- ④ スロバキア共和国時代（1993年から現在まで）

1.1. 民法の初期の歴史的資料

今日のスロバキアの領土は、ローマ帝国が最も繁栄した時期でもそのほんの一部に過ぎず¹、主に国境にある要塞（limes Romanus）によって形成されていた。これらの要塞は、かつてのケルト人の後継者であるその地域に定住した蛮族であったゲルマン民族の攻撃に抵抗するためのものであった。それにもかかわらず、大陸法圏の一部としてのこれに対するローマ法の支配的な影響は、スロバキア民法にまで及んでいる。

今日のスロバキアの領土で最初の国家制度が確立した時代からの法的資料は、かなり限定的な形でしか残されておらず、民法に関する情報は、国家の境界の歴史についての明確な証拠に関する情報と同じくらい限られている。しかし、これらの初期の資料からでも、今日では民法に含まれている行為準則の存在を推測することができる。様々なゲルマン部族とその王国（ゲピド王国）、および様々な起源のユーラシア遊牧民のいくつかの集団の同盟であるアヴァール・カガン国（567年から822年まで）を除けば、

1 トレンチーン（ラウガリシオ）城の岩の碑文や、いくつかのローマ軍の野営地（ゲルラタなど）が保存されている。

現在のスロバキアの領域には主にスラヴ部族が居住していた。この地域におけるスラヴ人の最初の国家（部族連合）は、サモ帝国（623年から658年まで）であると考えられているが、それは（おそらく）フランク人商人によって統治されていた²。大モラヴィア時代以前の慣習法に基づく私法制度が存在したことは、奴隷（rab）、主（istina）、価格（cěna）などの言語的特徴や用語の存在によって示されている³。

西スラヴ部族の初期の国家のもう一つの例は、ニトラ公国（またはプリビナ公国、825年から833年まで）であり、後に大モラヴィア（初期封建君主制、833年から907年まで）の一部となった。この期間中、フランク法、そして後にビザンチン法の影響を受けた慣習法が施行されていた。その数少ない出典の1つは、元々ビザンチンにおける大モラヴィアのキリスト教信仰者（聖キュリロスと聖メトディオス）の生涯を描いた伝説であり、彼らはスロバキアの異教徒の領土にやって来て⁴、おそらく大モラヴィアの領土で人民のための法廷法（Zákon sudnyj ljudem）を作成した。ビザンチン法（Ekloga）に触発されて教会の規範を世俗社会に適用したものである、スラヴ語の法律文書としては最古のものが後に追加された。主に刑法に関するものであるが、民法の範囲においては一夫一婦制、損害賠償、和解などにも関係している⁵。

中世初期に形成された国家が比較的短く存続し、大モラヴィアが解体された後、スロバキアの領土は、徐々にハンガリー王国の一部となり、その

2 『フレデガーの年代記』（7世紀のフランクの年代記）の情報に基づいている。

3 GÁBRIŠ, T, JÁGER, R. *Najstaršie právo na Slovensku? Pokus o rekonštrukciu predcyrilometodského normatívneho systému.*, Bratislava: Wolters Kluwer s. r. o., 2016.

4 著者は、おそらく聖キリルと聖メトディオスの弟子である聖クリメント（916年死去）である。詳細については、LUBY, Š.: *Dejiny súkromného práva na Slovensku*. Vydanie pôvodného diela. Bratislava: Iura Edition, 2002, p. 44を参照。

5 この文章の一部は、スロバキア語でオンライン（<http://www.hradiska.sk/2011/04/zakonnik-velkwj-moravy-zakon-sudnyj.html>）で入手可能である。

状態が千年続いた。

1.2. ハンガリー王国の慣習民法

1000年から1918年の間、現在のスロバキアの地域が多民族国家ハンガリー王国 (Regnum Hungariae) の一部であった際、スロバキア人は、自治権をまったく有さず抑圧され、ハンガリーの法制度が全面的に適用された。私法では、このことは、主に慣習法によって表され、この慣習法は、最初はスラブの慣習、後にはゲルマン法、教会法、ローマ法の影響を受けていた。この時期の最も重要な法源は、いわゆる三部法書 (Opus Tripartitum) であった⁶。これは、ステファヌス・デ・ヴェルベツ (Stephanus de Werbőczy) によるハンガリーの慣習法の集大成であり、当時施行されていたハンガリーの私法と公法を記述してまとめたものである。封建法体系を成文化することを目的としており、ハンガリー議会は、それを法典の草案として承認したが、国王の裁可が得られなかったため、結局効力を発することはなかった⁷。しかし、司法実務では広く使用され、後に法令や学説によって認められた。ハンガリー王国の法律が、新チェコスロバキア共和国 (1918年) の一部であったスロバキア領土で受け入れられたため、三部法書は、1950年まで、ハンガリー王国後期のいくつかの小規模の法令とともに、ハンガリーの慣習法の集大成であったと結論付けることができ

6 Stephanus de Werbőczy: *Tripartitum opus iuris consuetudinarii inclyti Regni Hungariae partiumque adnexarum* (1514). ラテン語版は<https://www.digitale-sammlungen.de/en/details/bsb10142179>、ハンガリー語版は[https://net.jogtar.hu/getpdf?docid=51400001.TVJ&targetdate=&printTitle=Tripartitum&refere](https://net.jogtar.hu/getpdf?docid=51400001.TVJ&targetdate=&printTitle=Tripartitum&referrer=1000ev)

r=1000evにて、それぞれオンラインでアクセス可能である。
7 三部法書に反対する高位貴族の多数による結果であった。詳細については、FAJNOR, V., ZÁTURECKÝ, A.: *Nástin súkromného práva platného na Slovensku a Podkarpatskej Rusi*. (1935), III. vydanie pôvodného diela., Šamorín: Heuréka, 1998, p. 24を参照。

る⁸。慣習法が適用されなかったのは、いわゆるパツハ絶対主義の短い期間であり、その間、1811年のオーストリア民法典（Allgemeines bürgerliches Gesetzbuch für die gesammten Deutschen Erbländer der Österreichischen Monarchie, JGS Nr. 946/1811）が、スロバキア領を含むハンガリー王国（1853年から1861年まで）で適用されていた⁹。オーストリア民法典の適用は、いわゆる司法会議（1861年）の結果として中断され¹⁰、そのことによって、後にスロバキアとハンガリーの領土がオーストリア＝ハンガリー帝国（1867年から1918年まで）の一部となったにもかかわらず、ハンガリーの慣習法が再び適用されることになった。しかし、慣習法の解釈に対するオーストリア民法典の影響は、すでに認識可能な形で見られ¹¹、20世紀初頭にスロバキアの領土がチェコスロバキア共和国の一部となった後もさらに続いた。

1.3. チェコスロバキアにおける最初の民法典

第一次世界大戦の終結により、スロバキア人の民族解放運動は最高潮に

8 具体例としては、財産継承に関する法律第 XVI:1894号、婚姻法に関する法律第 XXXI:1894号などが挙げられる。

9 1852年11月29日の帝国特別許可（1853年5月1日に発効）により、オーストリア民法典がハンガリー王国で1861年7月23日まで施行された。

10 ハンガリー王立教皇庁（ハンガリー王国最高裁判所）は、司法会議（1861年）が作成した規則を採用した。司法会議規則（Ideiglenes Törvénykezési Szabályok, 1861）第1条の規定を参照（ハンガリー語で、<https://net.jogtar.hu/getpdf?docid=86100002.TV&targetdate=&printTitle=Ideiglenes+T%C3%B6rv%C3%A9nykez%C3%A9si+Szab%C3%A1lyok&referer=1000ev>でアクセス可能）。

11 アルマシは、1861年以降もハンガリーの私法の形態は一貫性がなく、司法実務におけるオーストリアからの移民の事実上の使用によってさらに複雑化しており、1880年代までハンガリーではオーストリア民法典の影響力が支配的であったと言えるほどだと考えている。詳細については、ALMÁSI, A.: *Ungarisches Privatrecht I. band.*, Berlin und Liepzig: Walter de Gruyter & Co., 1924, p. 5 et al.を参照。

達し、オーストリア＝ハンガリー帝国は崩壊し、チェコスロバキア共和国が独立した。しかし、その運命は、私法の成文化とともに、20世紀の激動の歴史的出来事の影響を受けた。その発展は、次のように区分して説明することができる。

- A. チェコスロバキア共和国（1918年から1939年まで。Československá republika） オーストリア＝ハンガリー帝国の領土的継承国の1つであるチェコ共和国（現スロバキア共和国）は、私法の領域において既存の法律を採用した。つまり、新共和国のチェコ部分ではオーストリア民法典が使用され、スロバキア部分では三部法書に基づく慣習法が使用された。新しい共通民法典の準備作業は、新共和国の樹立直後に始まったが、第二次世界大戦が差し迫ったために、完成することはなかった¹²。
- B. スロバキア共和国（1939年から1945年まで。スロバキア国（Slovenský štát）として知られる） スロバキア共和国は、ミュンヘン協定（1938年）に基づいてドイツがチェコの一部を併合しボヘミア・モラヴィア保護領を創設した後に、第二次世界大戦中に存在した、部分的に承認されたドイツ帝国の従属国であった。スロバキア国家がナチスドイツと協力している間、民法典の制定や私法の成文化は行われなかった。
- C. チェコスロバキア共和国（1945年から1960年まで。Československá republika） チェコスロバキア共和国は、正式には議会制共和国であり、第二次世界大戦後に再統一されたが、1948年2月の共産

12 多くの部分的な提案が作成され、その結果、1931年のいわゆる民法典要綱（Zákon, kterým se vydává všeobecný zákoník občanský : návrh superrevisní komise）が完成した。チェコ語で、オンライン（<https://digi.law.muni.cz/handle/digilaw/19238>）でアクセス可能である。その後、1937年に民法に関する政府提案が議会に提出された。チェコ語で、同じくオンライン（<https://digi.law.muni.cz/handle/digilaw/7035>）でアクセス可能である。

主義クーデターで全盛をきわめ、ソビエト連邦の傀儡国家となった。新たな社会経済的現実、ソビエト連邦の社会主義体制の根本的な転換点となった。チェコスロバキアの民法の発展においては、ヨーロッパ大陸の「ブルジョア」的財産法を、財産の国有化などに体现された全体主義的なソビエトの概念に変換することが中核となった¹³。社会全体の変化はまた、スロバキアの領土でも効力を有していた最初の共通民法典、すなわち1950年法律第141号（民法典）の採択を加速させた¹⁴。しかし、この法典化の主なモデルとなったのは、スターリン憲法に表現されているソビエト社会主義民法とソビエト民法の指導原則であった¹⁵。

- D. チェコスロバキア社会主義共和国（1960年から1989年まで。Československá socialistická republika） チェコスロバキア社会主義共和国は、社会主義共和国としての体制を正式に採用したかつての共和国の正式名称である。憲法の制定は、資本主義から社会主義への移行期という歴史的段階の終わりを告げるものであった¹⁶。1950年の民法では社会主義の理念が十分に表現されていなかったため、今日までスロバキア共和国で効力を有する多くの改正を経て、新しい民法（1964年法律第40号（民法典））を適応させる必要があった¹⁷。

13 1950年法律第141号（民法）の註釈の序文にも次のように述べられている。「ナチスの敗北後、私たちの労働者は社会主義への責任ある道を歩み始めた。コシツェ政府の綱領は、労働者の責任ある代表者が、解放された共和国の都市や田舎の労働者の利益よりも、個人や集団の略奪的利益が優先されることを許さないと明確に宣言した。」

14 スロバキア語版はオンライン（<https://www.slov-lex.sk/pravne-predpisy/SK/ZZ/1950/141/19510101>）でアクセス可能である。

15 1950年法律第141号（民法）の註釈。

16 チェコスロバキア社会主義共和国憲法（1960年法律第100号）を参照。英語版は、オンライン（<http://czecon.law.muni.cz/content/en/ustavy/1960/>）でアクセス可能である。

17 1964年法律第40号（民法）の註釈では、次の通り説明されている。「したがって

E. チェコスロバキア [チェコスロバキア連邦共和国 (1990年) および チェコ・スロバキア連邦共和国 (1990年から1992年まで) *Česká a Slovenská federatívna republika*] 1989年11月17日のビロード革命 (*Nežná revolúcia*) で共産主義政権が崩壊した後に形成された連邦制である。政治体制の変化は、基本法典としての民法典をも不可欠に含む広範な立法上の変更をもたらした。これらの変更は、市民の権利と自由の再確認、民間企業の発展、資産の再民営化を含む市場経済への移行に関連するものであった¹⁸。数年かかるプロジェクトであろう包括的な再編の必要性を認識しつつ、これらの変更は、民法典の改正に関する1991年法律第509号を中心に、既存の民法典を大幅に改正することによって実施された。これは、両共和国を対象とする最後から2番目の共同改正でもあった。チェコスロバキアは、1993年に、国民投票を行わずに、国をチェコ共和国とスロバキア共和国に平和的に分割して独立させることを決定した。

1.4. スロバキア——物語の始まり？

「我々スロバキア国民は、祖先の政治的、文化的遺産、そして国家の存続と国家としての地位をめぐる何世紀にもわたる闘争の経験を心に留めて……」¹⁹、1993年1月1日に独立したスロバキア共和国を創設した。いかなるイデオロギーや宗教にも縛られない法の支配による主権民主国家とし

ゝて、この新しい規制は、主に、我々の社会の階級構成が変化し、今日では労働者と協同組合農民の友好階級と働く知識階級で構成されているという事実に基づいている。」。

18 1991年法律第509号の註釈2頁。チェコ語で、オンライン (http://www.psp.cz/eknih/1990fs/tisky/t0685_07.htm) でアクセス可能である。

19 スロバキア共和国憲法 (1992年法律第460号) 前文。スロバキア共和国憲法裁判所のウェブページで英語版がオンライン (<https://www.ustavnysud.sk/en/ustava-slovenskej-republiky>) でアクセス可能である。

で²⁰、スロバキア共和国は、チェコスロバキアの共産主義政権の崩壊後に大幅に改正された旧民法を採用し、これは、他の多くの変更はありつつも、現在まで施行されている。

2. スロバキア民法典（民法）——現状

既に述べたように、ビロード革命は、体制の変化をもたらし、私法の中で重要な変更を生じさせたが、これらの変更は、民法典に変貌を遂げた。民法典は、商法典（1991年法律第513号）や、一般的に民法の一部とされる法的関係を規律する他の多くの法律の制定にもかかわらず、私法の一般法（*lex generalis*）としての地位を維持し続けた。ここでいう他の多くの法律の1つとして挙げられるのが、ほとんどの国では民法典の一部でありながらスロバキアでは独立している家族法であり、2005年法律第36号（家族法）によって規制されている。家族法が民法から分離した理由は、社会主義的な法的アプローチに基づいており、これによれば、家族法は私法の別個の一部とみなされていた（この特殊性は、民法典の将来的な再編により解消される可能性が高い）。一方、社会主義時代以降に完全に再編されたのは家族法だけではない。民法の一部であり言及する価値のある他の法律としては、たとえば、共同住宅および非居住用建物の所有権に関する1993年法律第182号、非居住用建物の賃貸および転貸に関する1990年法律第116号、共同住宅の短期賃貸に関する2014年法律第98号、不動産台帳に関する1995年法律第162号、訪問販売および通信販売における消費者保護に関する2000年法律第108号、消費者信用に関する2010年法律第129号、住宅金融に関する2016年法律第90号などがある。他にも多くの法律があり、2015年にすでに法典化された手続部分（2015年法律第160号（民事紛争手

20 スロバキア共和国憲法第1条第1項。

続法) および2015年法律第161号(民事非紛争手続法)) がそうである²¹。

2.1. 絶え間ない変化の象徴

1964年に採択されて以来、スロバキア民法は、60回以上改正されているが、社会主義時代には4回しか改正されていない。スロバキア民法の重要な改正は、ビロード革命(1989年)の直後に行われた、1991年に民法の改正に関する1991年法律第509号によるものであった。この改正は、政権交代によって生じた主な変更の中でも、民法の体系に根本的な影響を与えるものであり、その結果、現在の体系が形成された。スロバキア民法は、次の9つの章に分割されている。

1. 第1章—用語の定義、自然人および法人に関する規定、意思表示、法律行為、時効、および(概念的ではないが)消費者契約などの一般規定(第1条から第122条まで)
2. 第2章—所有権、共有権、配偶者の共有財産、および他人の物に対する権利(rights in re aliena)、すなわち地役権、質権契約など(第123条から第151条まで)
3. 第3章—社会主義時代の建物や土地の個人使用に関する法的規制を含んでいたが、個人所有は不可能であったため、廃止された。
4. 第4章—社会主義時代に、社会主義組織が提供するサービスの規律が含まれていたが、廃止された(多くの規定は第8章に移されている)。
5. 第5章—社会主義体制下で、市民同士の援助、購入、交換、寄付など、市民同士の間で認められた限られた数の法律行為が含まれていたが、廃止された。
6. 第6章—各種損害賠償および不当利得に対する責任を規律する(第

21 これらの立法は、残念ながらスロバキア語のみで、スロバキア共和国の法令集の公式オンライン版(<https://www.slov-lex.sk/domov>)で閲覧可能である。

415条から第459条まで)。

7. 第7章—遺贈および相続を規律する(第460条から第487条まで)
8. 第8章—債務法(第488条から第852条まで)を含む。債務法は、スロバキアでは1991年法律第513号(改正商法)によっても規律されている。
9. 第9章—最終規定、移行規定、廃止規定によって構成されている(第853条から第880条まで)。

スロバキア民法典は、大幅な変更を経て民主主義国の標準的な私法典に近づいたが、社会主義の影響の残存や名残も多い(例えば、地上物は土地に従う(*superficies solo cedit*)という原則が適用されないことがそうである)。スロバキア民法典は、私法の主体の平等、所有者の自由意思という形での私的自治、法規範の任意的性質や原則としての非要式性に反映される契約の自由、遺言の自由その他の自由、さらには、契約は守られるべし(*pacta sunt servanda*)という原則、法的安定性、衡平法、誠実さ(*bona fides*)など、人権などに関連する基本的な民主主義の原則を反映しているにもかかわらず、少なくとも複雑な再法典化が行われるまでは、いくつかの条項を随時調整する必要がなおある。そのため、スロバキア民法典は、今日でも様々な改正の対象となっている。これらは、政治体制の変化に伴う変更には包括性が欠けていることだけでなく、動物を他の動産とは異なる生き物として位置付ける近時の法律の強化など、私法の一般的な発展²²、または、EU法の結果としての変更の結果でもある。たとえば、デジタル・コンテンツとデジタル・サービスの供給における消費者保護に

22 スロバキア民法第119条(3)は、次のように定めている。「生きている動物は、自らの感覚で知覚できる生き物として特別な意味と価値を有し、民法上の関係において特別な地位を有する。動産に関する規定は、生きている動物に適用される。ただし、生きている動物の生き物としての性質に反する場合は、この限りでない。」。

関する改正は、EU法の国内法化の結果であり²³、近い将来に行われると予想されている²⁴。

3. スロバキア民法の将来

少し比喩的に言えば、スロバキア民法典の将来を予測しようと試みることは、当たりそうもない水晶玉占いをするようなものと結論付けることができる。そこで、以下の文章では、少なくとも確実なこと、すなわち、スロバキアにおける新しい私法典を作成する取組みの短い歴史的分析和、将来の再編の取組みの潜在的な発想源の概要について述べる。

3.1. 実現されなかった変化の象徴

スロバキアにおける私法の再法典化のプロセスは、新たな再法典化委員会が立て続けに設立されるという悲惨な状況であり、そのいずれも、より根本的な変更や新しい民法典の採用を推進するための（おそらく政治的な）十分な支援をこれまでのところ得ていない。時が経つにつれ、必要性はますます緊急性を増しているが、同時に、実行はますます不可能になっている。

新しい民法典の立法作業は、1989年の革命的な変化の直後から始まった。そこには、プランク（Plank）教授の指導によるスロバキア民法典の最初

23 2019年5月20日の欧州議会および理事会のデジタル・コンテンツおよびデジタル・サービスの供給契約に関する特定の側面に関する指令(EU)2019/770。【訳者注：同指令の和訳として、カライスコス アントニオス＝寺川永＝馬場圭太訳「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（Directive(EU) 2019/770）」ノモス45号（2019年）121頁以下を参照。】

24 指令（EU）2019/770の国内法化期限は2022年1月1日であったが、スロバキア民法の関連する改正は、まだ立法手続中である。

の草案（1998年）を始めとして²⁵、ヴォイチーク（Vojčík）教授の指導による民法典の立法趣旨（2002年）²⁶、ラザール（Lazar）教授の主導による民法典の立法趣旨（2009年）を経て²⁷、デュラック（Dulak）博士の指導の下で作成された最新版（2015年）²⁸が含まれ、シュテフチェク（Števček）教授が主導する唯一の債務法の再法典化作業（2018年）²⁹もある。現在、事実上の第6次再法典化委員会がスロバキアで私法の再法典化に取り組んでいるが³⁰、新しい政治体制（2023年）では私法の再法典化が最終候補に挙がっていないようである。したがって、どこで変更が行われるかについて述べることは、推測の域を脱しないことになる。

3.2. スロバキア民法典の発想源

再編纂の発想源をどこに求めるかという問題は、それほど単純ではない。

-
- 25 プランク（Plank）教授の指導の下で作成された民法の草案は、1998年8月18日のスロバキア共和国政府の決議1998年第550号により承認されたが、スロバキア共和国の国民評議会では議論されなかった。
- 26 ヴォイチーク（Vojčík）教授の指導の下で作成された民法の立法趣旨は、2002年8月7日のスロバキア共和国政府の決議2002年第827号により承認された。スロバキア語で、オンライン（<https://lrv.rokovania.sk/3889/2-/>）でアクセス可能である。
- 27 2009年1月14日のスロバキア共和国政府の決議2009年第13号により承認された。スロバキア語で、オンライン（https://www.justice.gov.sk/dokumenty/2022/02/Legislativny-zamer-OZ_2009.pdf）でアクセス可能である。
- 28 ドゥラック（Dulak）博士の指導の下で作成された新民法の草案は、スロバキア共和国政府に提出されることはなかった。スロバキア語で、オンライン（https://www.justice.gov.sk/dokumenty/2022/02/Navrh-OZ_2015.pdf）で入手可能である。
- 29 契約法に関するスロバキア民法の抜本改正案は不成立に終わった。スロバキア語版は、オンライン（https://www.justice.gov.sk/dokumenty/2022/02/Navrh-OZ_2018.pdf）でアクセス可能である。
- 30 スロバキア共和国における私法の再編に関する作業の進捗状況についての最新の概要は、スロバキア共和国法務省のウェブサイト（<https://www.justice.gov.sk/aktualne-temy/rekodifikacia-sukromneho-prava/>）にて、スロバキア語で閲覧可能である。

可能性のあるビジョンは、大陸法制度内の各国だけでなく、コモンロー制度の中にも見出すことができる。コモンロー制度は、特定の側面（信託法など）でインスピレーションを与える可能性がある。私法の調和を目指す様々なヨーロッパのプロジェクトも同様である。

スロバキア民法典の将来において必然的に考慮されなければならない側面は、民法のヨーロッパ化である。欧州連合の主な目的の1つである域内市場の確立は³¹、民法に最大級の影響を与えているが、このような平準化作業には2つの主な流れがある。1つ目の流れは、公式のものであり、アキ・コムノテール（共同体既得事項）や判例を含む。欧州連合の各種の規則は、加盟国による措置を要することなく直接的に拘束力を有するのに対し³²、指令は、まず国内秩序で実施されなければならない³³。したがって、特に消費者保護の分野（消費者契約における不公正な契約条項）については、スロバキアにはまだ消費者保護に特化した別個の法典がないため、民法典内で国内法化が行われる。2つ目に、考慮されるべき同様に重要な情報源として欧州連合司法裁判所の判例³⁴があるが、ソフト・ローやヨー

31 欧州連合条約第3条第3項。

32 具体例として、契約上の義務に適用される法に関する2008年6月17日の欧州議会および理事会の規則（EC）No 593/2008（ローマ I規則）、域内市場における電子取引の電子識別および信頼サービスに関する2014年7月23日の欧州議会および理事会の規則（EU）No 910/2014、ならびに指令1999/93/ECの廃止などが挙げられる。

33 スロバキア民法典を通じて国内法化されているもの（例えば、消費者契約における不公正な条項に関する1993年4月5日の理事会指令93/13/EEC【訳者注：同指令の和訳として、河上正二訳「消費者契約における不公正条項に関するEC指令（仮訳）」NBL534号（1993年）41頁以下を参照】）から、最新のもの（例えば、デジタル・コンテンツおよびデジタル・サービスの提供に関する契約の特定の側面に関する2019年5月20日の欧州議会および理事会の指令（EU）2019/770など）まで。

34 スロバキア民法に関する最新の判決としては、2023年11月9日の欧州連合司法裁判所判決、事件番号C-598/21、2021年6月10日の欧州連合司法裁判所判決、事件番号C-192/20を参照。

ロッパ契約法原則 (PECL)³⁵、共通参照枠草案 (DCFR)³⁶ などの様々な学術プロジェクトやヨーロッパ共通売買法 (CESL)³⁷ から、主に債務法におけるインスピレーションを得ることができる可能性がある。

EUの影響以外にも、世界中の様々な民法典も、将来的な発想源として考えられる。共通の歴史を考えると、民法の分野に限らず、最も自然な発想源はチェコの法制度であろう。チェコ共和国は、2012年に新しい民法典 (zákon č. 89/2012 Sb. občanský zákoník) を採択することで私法の再編プロセスを完了した。これは、スロバキアで現在も効力を有するチェコスロバキア共通民法典に置き換わった。チェコ民法典は、度々批判の対象とされてきたが³⁸、実のところ、2024年1月には施行から10年が経過しており、

35 ヨーロッパ契約法原則 (PECL) 【訳者注：PECLの和訳としては、オーレ・ランドー＝ヒュー・ビール編 (潮見佳男ほか監訳) 『ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ』(法律文化社、2006年)、オーレ・ランドーほか編 (潮見佳男ほか監訳) 『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』(法律文化社、2008年) がある】は、故ランドー(Lando) 教授の率いる委員会によって2002年にまとめられた契約法モデル準則集である。オンライン (<https://www.trans-lex.org/400200>) で閲覧可能である。

36 共通参照枠草案 (DCFR) 【訳者注：DCFRの和訳としては、クリスティアン・フォン・パールほか編 (窪田充見ほか監訳) 『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則——共通参照枠草案 (DCFR)』(法律文化社、2013年) がある】は、2009年にフォン・パール (von Bar) 教授の主導の下、ヨーロッパ民法典のスタディ・グループに所属する学者によって作成された、私法に関する最も包括的なプロジェクトの1つである。詳細については、von BAR, Ch. et al. *Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law. Draft Common Frame of Reference (DCFR)*. Oxford: University press, 2010を参照。

37 ヨーロッパ共通売買法 (CESL) 【訳者注：CESL規則提案の和訳として、内田貴監訳『共通欧州売買法(草案)』(別冊NBL No.140、2012年)を参照】は、2011年に欧州連合内で失敗したプロジェクト (2020年に終了) であり、任意の売買法を確立することを目的としていた。詳細については、COM/2011/0635 final - 2011/0284(COD); Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Common European Sales Lawを参照。

38 民法の草案は、その準備段階においては、近代に向けて書かれた法典としては概念的に成り立たないのではないかという意見もあった。詳細については、LAVICKÝ, P. Kritické poznámky ke koncepci návrhu občanského zákoníku. *in Právní rozhledy*. 2007, č. 23. s. 848を参照。

ほとんどの問題は重大なものではなかった³⁹。一方、チェコ共和国とスロバキアでは、主に歴史的な理由から発展の異なる分野（土地所有の詳細な規律など）が多くあり、それがチェコ民法典をスロバキアでそのまま実施するのに適さない多くの障害を生み出している。ハンガリー民法典も2013年に包括的に再編され（2013. évi V. törvény a Polgári Törvénykönyvről）⁴⁰、多くの点でハンガリー王国の伝統に従っているため、潜在的なインスピレーションの源の選択肢でもある。しかし、言語の壁はさておき、スロバキアの領土という文脈において、スロバキア人の自治権の欠如により権威的に押し付けられたものであり、つながりが断ち切られてすでに100年以上が経過しているハンガリー王国の歴史的な伝統を反映することが適切であるかどうかという疑問が残る。

他の近隣諸国では、オーストリア民法典からインスピレーションを得る可能性も検討されるべきであろう。前述のように、オーストリア民法典は、ハンガリー民法の最終発展段階に影響を与え⁴¹、いわゆる第一次チェコスロバキア共和国の時代を根本的に決定づけた。というのも、オーストリア民法典は、ボヘミアとモラビアでは1950年まで施行されていたからであ

39 すでに5年が経過した2019年時点で、一部の著者は、民法典の再編は差し迫った問題とは思われず、少なくとも専門家の間では多少の困難はあるものの現行の状態で受け入れられていることは明らかだと指摘している。詳細については、BEZOUŠKA, P., HAVEL, B., HULMÁK, M., MELZER, F., KRÁLÍČKOVÁ, Z., PIHERA, V., RONOVSÁ, K., TELEČ, I. Pět let poté: Nové soukromé právo v předškolním věku. in *Právní rozhledy*, 2019, č. 1, s. 1を参照。

40 最初の公式ハンガリー民法典（1959. IV. TÖRVÉNY a Magyar Köztársaság Polgári Törvénykönyvéről）を廃止した。

41 19世紀末から20世紀初頭にかけての私法の法典化の取組みには、オーストリア民法典の影響が見られた。詳細については、KÉPES, G. An Overview of the Hungarian Private Law Codification until 1918, with Special Regard to the Codification Aspects of a Separate Commercial Law in: ŠVECOVÁ, A., LANCOZOVÁ, I.(eds.) *Legal-Historical Trends and Perspectives V.*, Trnava: Trnavská univerzita v Trnave, 2020, p. 61 et al. available online at: http://publikacie.iuridica.truni.sk/wp-content/uploads/2020/12/Svecova-Pravo-V_tlac.pdfを参照。

る⁴²。このことは、スロバキアの領土についても、判例の統一という文脈だけでなく、その時代の再法典化の取組みの観点からも該当する⁴³。同様に、オーストリア民法典は、ドイツ民法典（Bürgerliches Gesetzbuch）および1931年の民法典概要と共に、チェコ民法典の現在の再法典化版の重要な発想源となった。しかし、オーストリア民法典は、1853年から1861年までの期間を除き、スロバキアの領土では直接的に拘束力を持つことはなかったことに留意しなければならない。1950年までは慣習法が適用されていたため、オーストリア民法典は、法移植の適切な手段とみなすべきではないであろう。

共産主義体制から民主主義への移行が顕著な他の旧ソ連国も忘れてはならない。地理的に近い国では、ポーランドを挙げるべきだろう。ポーランドはスロバキアと似た状況にあり、ポーランド民法典（Ustawa z dnia 23 kwietnia 1964 r. Kodeks cywilny）は、共産主義時代から効力を有するが、言うまでもなくその間に大きな変化を経ている。バルト諸国や隣国のウクライナ（2003年のЦивільний кодекс України）やロシア（1994年のГражданский кодекс Российской Федерации）でも、民法典が再編されている。しかし、社会主義時代（および1919年から1945年までの、いわゆるカルパティア・ルーシがチェコスロバキアの一部を形成していた短い期間）を除いて、スロバキアにはこれらの国々との共通の伝統はない。

42 独立したチェコスロバキア国家の樹立に関する1918年法律第11号に基づき、第2条には「現行のすべての州および帝国の法律および規則は、当分の間、引き続き効力を有するものとする」と規定されている。

43 新しい（共通）民法典の再編作業は、基本的にチェコスロバキア共和国の成立直後に開始された。その結果は、1931年の民法典の概要（Zákon, kterým se vydává všeobecný zákoník občanský: návrh superrevizní komise. チェコ語で、オンライン（<https://digi.law.muni.cz/handle/digilaw/19238>）で閲覧可能である）、および、1937年の民法典に関する政府提案（チェコ語で、オンライン（<https://digi.law.muni.cz/handle/digilaw/7035>）で閲覧可能である）を含み、オーストリア民法典の影響を根本的に受けたが、どちらも歴史的出来事により採用されることはなかった。

地理的または歴史的により遠い法秩序も、再法典化のプロセスにとって興味深いものとなるかもしれない。スロバキアの領土にも上述のように特別な、間接的な影響を与えたドイツの法伝統に基づく、ドイツ民法典やスイス民法（Schweizerisches Zivilgesetzbuch vom 10. Dezember 1907）がそうである。その点では、主にドイツ民法に影響を受けているため、日本の民法（明治二十九年法律第八十九号）も可能性として考えられる。日本民法は、様々な歴史的および文化的側面、ならびに適用上の影響を受けている。このように、自国のものとは異なる法体系を日本の民法に取り入れたという経験は、スロバキアの再法典化プロセスにとって優れたインスピレーションとなり得る。現在、このプロセスでは、スロバキアの領土では本来的ではなく、歴史的にも正当化されていないドイツの法伝統からインスピレーションを最も多く得ているように思われる。もう一つの遠いインスピレーションとなり得るのは、フランス民法典（Code civil des Français）だが、概念的には異なるものであろう。ケベック民法典（Code civil du Québec）は、基本的にフランス民法典の影響を受けており、現代的な民法典であるとされている。スロバキアの私法は、一般的にフランス法よりもドイツ法に近いと考えられているにもかかわらず、ケベック民法典がノウハウの刺激的な源泉となる可能性は否定できない。同じことは、フランス民法典からも影響を受けている、イタリア民法典やスペイン民法典（Real Decreto de 24 de julio de 1889 por el que se publica el Código Civil）など他のヨーロッパの法体系にも当てはまる。

上記を踏まえると、外国の民法典は、いずれもスロバキア共和国のニーズに完全には適合しないという結論に至らざるを得ない。その一方で、このことによって、スロバキアという国の特性を反映し、機能的な私法制度を構築しながら、多くの国から最も適切な解決策を選択する余地が生まれる。

まとめ

すべての法秩序や民法典は、社会のニーズと発展を可能な限り忠実に反映する必要のある、生きた有機体である。スロバキアの法秩序は、初期の封建主義的な起源を除けば、スロバキア人のアイデンティティを求める何世紀にもわたる闘争を具体化したものとなっている。チェコスロバキアの共同国家で採択されて間もなく、20世紀後半には民主主義の原則に立ち戻るための闘争があった。しかし、ほぼ35年前に全体主義体制が終わったにもかかわらず、チェコ共和国とは異なり、スロバキア共和国における私法の再法典化の取組みは成功裏に終了しなかった。2024年4月には、現在のスロバキア民法典が発効してから60年が経過し、スロバキア共和国の民主主義体制においてこれが効力を有してきた35年という期間は、社会主義体制におけるその存在期間である25年を超えている。したがって、スロバキア民法典が依然として思想的に時代遅れであるとみなされるべきかどうかは、疑問である。スロバキア民法典が施行されてから長い年月が経っていること自体は立派であるといえるが、そのことにもかかわらず、歴史的背景や数え切れないほどの部分的改正を考慮すると、社会主義法制度のこれまで解決されていない多くの課題の蓄積がある状況下でも、必要な抜本的解決をさらに遅延させることは、私法の衰退を深めるだけだと言わざるを得ない。

結論として、スロバキア民法典、またはスロバキアの民法および私法は、慣習形式の時代から絶えず変化してきただけでなく、新しい現代民法典の創設が不成功に終わったこと、そして、この実現されていない変更が願わくはできるだけ早く実現されなければならないという確信を強調したい。上述した理由により、私法の再編と新しいスロバキア民法典の創設の実施のためのインスピレーションを見出す際に、チェコやハンガリーの民法典を含む既存の諸外国の民法典のいずれもそのまま用いることはできない。

なぜなら、それらはスロバキアの多くの特徴を十分に反映していないからである。したがって、立法者は、ベスト・プラクティスを見つけることに焦点を当て、それを21世紀の進歩した現代社会に適した有意義かつ機能的な民法典に実装する必要があるだろう。

〔訳者付記〕本稿は、マーティン・ハムリク博士が、2023年5月15日に龍谷大学法学部で行った講演の基となった原稿に、ハムリク博士が自ら加筆等を行ったものを訳出したものである。訳出に際して、読者の便宜のために、脚注において訳者が関連文献を追加している。